

令和7年度 社会福祉法人愛全会 事業計画

1 目的

児童福祉法及び児童憲章の精神に則り、本法人並びに法人が設置、運営する乳児院を適正かつ効率的に運営し、児童の福祉の増進に寄与することを目的とする。

2 法人の基本方針

法人並びに施設の運営にあたっては、社会情勢の動向を的確に把握し目的の達成に努める。また、法人の「運営理念」のもとに入所児童の最善の利益の実現に努める。

(1) 法人の理念

多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、心身ともに健やかに育成されることを支援する。

(2) 法人が取り組む事業

- ① 第一種社会福祉事業 乳児院の経営
- ② 第二種社会福祉事業 子育て短期支援事業
生活困難者に対する相談支援事業

3 法人の運営・管理

法人全体の事業の推進や円滑な運営を進めるために下記の会議を開催する。

(1) 理事会

法人の業務執行の意思決定や理事の職務執行の監督を行う。また、必要に応じて臨時理事会を開催する。

	時期	主な内容
第1回	令和7年 6月上旬	令和6年度事業報告及び決算 評議員選任・解任委員会の招集決議、委員選任 評議委会に役員（理事・監事）の選任提案
第2回	令和7年 6月下旬	新役員による理事長互選
第3回	令和7年 9月下旬	就業規則改定（育児・介護休業）
第4回	令和7年12月中旬	令和7年度事業報告（半期）
第5回	令和8年 3月下旬	令和8年度事業計画及び予算、令和7年度補正予算

(2) 評議員会

法人運営に係る重要事項についての審議を行う。決算終了後に定期評議員会を開催する。また、必要に応じて臨時評議員会を開催する。

	時期	主な内容
第1回	令和7年 6月下旬	令和6年度事業報告及び決算の承認 役員（理事・監事）の解任・選任

(3) 監事

法人の業務監督及び会計監査を行い、理事会・評議員会に報告する。

	時期	主な内容
第1回	令和7年 5月下旬	令和6年度会計監査
第2回	令和7年 5月下旬	次期監事改選議案同意
第3回	令和7年 6月上旬	令和6年度会計監査報告（理事会）
第4回	令和7年 6月下旬	令和6年度会計監査報告（評議員会）
第5回	令和7年 12月中旬	令和7年度事業報告（半期）
第6回	令和8年 3月下旬	令和8年度事業計画及び予算、令和7年度補正予算

(4) 評議員選任・解任委員会

理事会より提案された評議員の解任及び解任案について、審議及び決議を行う。理事会の招集により開催する。

	時期	主な内容
第1回	令和7年 4月中旬	評議員選任決議

(5) 事務局会議

理事会・評議員会議の開催準備や法人として対応すべき事項について、理事長、施設長等で定期的な会議を開催する。なお、必要に応じて関係者の出席を求める。

4 事業の推進管理

厚生労働省の指示により策定された「埼玉県社会的養育推進計画」による、「小規模かつ地域分散化、高機能化、及び多機能化・機能転換に向けた取組み」に対応すべく、埼玉県及び久喜市と協議を行いながら施設の多機能化、高機能化及び養育単位の小規模化を推進する。

5 子育て短期支援事業の実施

子育て短期支援事業（ショートステイ事業）等の子育て支援をホームページ上で広報するとともに、久喜市の他近隣の幸手市・白岡市・川口市・戸田市・吉川市・越谷市・上尾市・さいたま市・春日部市・鴻巣市・杉戸町・熊谷市・加須市の14市町と事業受託契約を締結する。

6 地域における公益的な取り組み

久喜市社会福祉協議会や拠点施設と連携をとりながら、彩の国あんしんセーフティーネット事業に伴う「生計困難者に対する相談支援事業」を行う。

7 財務基盤の確立

社会的養護や子育て支援等の福祉ニーズに応じていけるよう法人財政の安定と強化を図る。

- (1) 適正な定数管理を行い、措置費、一時保護委託費、補助金等の事務を適切に行う。
- (2) 寄付金受け入れも含め、収入安定化へのあり方を検討する。
- (3) 社会福祉充実残額が発生した場合は社会福祉充実計画の策定を行う。

8 情報公開

- (1) ホームページの内容を充実し、法人として求められる事業情報・財務情報とともに権利擁護への取り組み状況等も積極的に開示、発信する。
- (2) 定款・事業計画・計算書類等をホームページ上に開示するとともに、施設事務所に備え置きし閲覧できるようにする。
- (3) 保護者や後援会、関係機関に向けた広報誌の定期発行をする。

9 施設整備

「改正児童福祉法」及び令和 11 年度を終期とする第 2 期「都道府県社会的養育推進計画」を基に国、県、市が施設に求める施策に対応する施設の小規模化、高機能化及び多機能化や一時保護所機能等の検討を継続する。

また、全国的にも数少ない乳児院を有する自治体である久喜市に対し、乳児院の特性を活かした施策の連携協力を働きかける。

10 職員確保・育成・定着

人材の基盤となる「働きつづけることができる魅力ある職場づくり」と事業を担う人材を育成する。

令和7年度 富士見乳児院(施設) 事業計画

1. 養育理念

一人ひとりの子どものかけがえのない生命を守り養育するとともに、安心した生活環境の中で心身共に健やかに成長できるよう努める。

2. 養育方針

- ① 子どもたちの基本的人権を守り、豊かな人間性を養う。
- ② 愛情をもって接し、情緒の安定をはかる。
- ③ 健康管理、事故防止に努め、心身ともに健やかな子に育てる。
- ④ 個々の発達に応じ、より多くの可能性を引き出す様に努める。

3. 事業計画

(1) 養育

- ① 埼玉県及び久喜市と協議を行いながら、施設の分園化、高機能化、多機能化及び養育単位の小規模化を推進する。
- ② 緊急入所や一時保護児童の受け入れについては、児童相談所との連携のもと積極的にいき、院内の多職種によるアセスメントを適宜行い課題に即した適切な支援を行う。
- ③ 子どもの家庭復帰や里親委託に向け、家庭支援専門相談員及び里親支援専門相談員を中心に児童相談所、里親支援機関と協働し行う。
- ④ 処遇会議やケース検討会議等を十分にいき、一人ひとりの子どもの発育・発達段階を考慮した自立支援計画を作成するとともに、児童相談所や医療機関等と連携して児童及び保護者に対し支援を行う。
- ⑤ 児童養護施設の小規模化による定員減や年齢制限の撤廃に伴い、乳児院での3歳以上児の在籍問題に対する養育のあり方について検討する。
- ⑥ 子どもの権利擁護と虐待防止の研修、セルフチェックを実施し、職員の意識啓発を推進するとともに、風通しの良い職場づくりに努める。
- ⑦ 自己評価を全職員に対して実施し、明らかにされた課題に対し、PDCAサイクルによる継続的な改善を行う。
- ⑧ 日々の食事が子どもの「心と身体」を育てることを意識し、離乳食・アレルギー対応食等、発達段階や健康状態を考慮した「安全な食事」「おいしい食事」を「楽しい雰囲気の中」で提供する。また、残食調査、嗜好調査を実施し、児童のニーズにあった食事を提供する。

(2) 里親委託の推進と里親支援

- ① 里親支援専門相談員を中心に児童相談所や里親支援機関と連携して里親委託の推進と委託家庭への支援を行う。
- ② 里親委託した里親子との交流会を開催する。
- ③ 里親登録前研修や未委託里親ボランティアを積極的に受け入れる。
- ④ 多機能化・高機能化に向けた里親支援体制を検討する。

(3) リスクマネジメント

ア 感染症対策

- ① 各種の感染症マニュアルを見直し、感染状況に応じたレベル別感染対策を行うなどして施設全体での共有化を図る。
- ② 職員の感染症に関する研修を研修計画に組み込み、知識と予防意識の醸成を図る。
- ③ 感染症の予防・防止対策として施設や職場環境を整備する。
- ④ 産業医、嘱託医との連携を密にし、予防接種等の措置をすすめる。

イ 防災・防犯対策

- ① 「安全計画」を定期に見直し、施設整備の安全点検の実施や施設内外での活動等における安全指導を行い、職員への周知徹底を図る。
- ② 「BCP(大規模災害時の事業継続計画)」による実践的訓練を行う。
- ③ 「防災(火災・震災・水災)訓練」の実施及び備蓄品の整備を行い、災害発生時の即応体制を整えるとともに、災害時には、地域との防災協定に基づき相互支援を行う。
- ④ 防災用品、備蓄食料品、その他必要とする物品を防災倉庫に確保し、定期的な点検を実施し非常時に備える。
- ⑤ 「不審者対応等の防犯訓練」を実施し、緊急時に対応できる体制を整える。

ウ 事故防止対策

- ① 事故防止に対する「業務標準化マニュアル」の整備を推進し、施設全体での共有化を図る。
- ② 「ヒヤリハット」の取り組みを推進し、委員会による分析から、改善策を具体化し実施する。
- ③ 自主点検表による安全点検を定期に実施するとともに、「KYT訓練(危険予知訓練)」により、危険を危険として気づく感受性を醸成する。

(4) 修繕及び環境整備

- ① 子どもの安全を守るため、危険と思われる個所は速やかに修繕を行う。
- ② 子どもの居室やお風呂場・トイレ等の清掃を徹底し、防臭・防カビ等衛生的な

環境を保つ。

- ③ 定期的に施設内外の清掃を行い、清潔で安全な環境を保つ。
- ④ 「育成支援・記録システム」によるデータの共有化と事務処理の効率化を図る。

(5) 人材の確保・育成(質の向上)・定着

(ア)職員確保

- ① 実習生を積極的に受け入れ、丁寧な実習指導を行うとともに、清潔で安心して実習できる環境を整えるなど福祉人材の育成を図る。
- ② 実習後もボランティアやアルバイトで繋げるなど関係を継続するよう働きかける。
- ③ 福祉関連の専門学校や大学等への訪問活動により人材ネットワークを構築し、広範囲から有能な福祉人材を確保する。
- ④ 就職希望者には、施設見学から職場体験を経て、採用試験を実施するまでを「短期・長期インターンシップ制度」として整備化し、ミスマッチの防止と、適正人材を確保する。
- ⑤ 「魅力ある職場づくり」の一環として、健康づくりやレジャー費の補助、お祝い金や弔意金の支給、永年勤続記念品贈呈といった福利厚生の実施を図る。

(イ)職員育成と質の向上

- ① 「キャリアパス」とそれに合わせた研修体系により、職員が自らの職位や職務内容等に応じて、組織の中でどのような役割が求められているかを理解し、必要な力を身につけることができるようにする。
- ② 新任職員に対する新任研修やOJTを充実するとともに、将来の幹部職員育成のために外部研修への派遣を増やし、日常的な運営に関するマネジメント力を身に付けさせる。
- ③ 人材育成システムである「チューター制度」を充実させ、新人職員の採用時期の不安に対するフォローと早期自立を促すとともに、育成係の職員の指導力を向上させる。併せて、富士見乳児院の文化・技術を伝承する取り組みを行う。
- ④ 職員個々の「研修受講履歴カード」を活用し、「キャリアパス」に基づいた研修を個別面談に基づき実施する。
- ⑤ 職員の意見や要望などを加味し、個々の興味や関心を踏まえた年間の「研修計画」を策定する。

令和 7 年度 「研修計画」 予定

月	院内	埼玉県乳児施設協議会	院外
4 月	・ 新任研修		・ 管理者キャリアパス
5 月	・ 一時救命処置研修 ・ 防護具着脱手洗い研修	・ 専門職研修	・ はじめての仕事
6 月		・ 関東ブロック乳児院 研究協議会	・ 感染症予防・基礎
7 月	・ 絵本の読み聞かせ研修 ・ セルフチェック	・ 全国乳児院研修会	・ チームリーダー キャリアパス
8 月	・ 養育スキルアップ研修	・ 権利擁護研修	・ 中堅職員キャリアパス
9 月	・ 実習生・ボランティア受入 れ研修	・ 防災研修	・ ハラスメント防止研修
10 月	・ 権利擁護研修	・ 全国乳児院協議会 ・ 関東ブロック乳児院 協議会職員研修	・ 虐待防止研修
11 月	・ 養育スキルアップ研修	・ 専門職研修	
12 月			・ 施設長研修 ・ はじめての仕事（振 り返し）
1 月	・ チューター研修	・ 養育看護研修	
2 月		・ 乳児院上級職員セミナー ・ 乳児院医療看護セミナー ・ 保育実務研修	

(ウ)職員の定着

- ① 見える化した研修体系とキャリアパスにより、施設の職員に対する育成体制の理解を促進する。また、公平で納得性のある評価システムにより、職員が職場に定着しやすい環境を整備する。
- ② 労働安全衛生法に基づき、年1回のストレスチェックを行い産業医の指導や面接を実施するとともに、リフレッシュ休暇制度の整備など、ライフワーク・バランスに配慮した適切な労務管理を行う。
- ③ 職員が無理なく安心して長く働き続けられる職場環境づくりのため、職員参画による勤務や組織体制づくりなどの働き方改善に取り組む。
- ④ 個別面談や研修をとおり、職員間のコミュニケーションづくりの機会を増やすなどして良好な関係構築を図る。

(6) 施設の財務基盤の確立

- ① 児童の入所推移に応じた定数管理を行いつつ、措置費、補助金等の請求事務を適切に行い収入の安定化を図る。
- ② 予算の執行状況と経営分析により、適正で計画的な予算支出を行う。
- ③ 計画的に施設・設備の保守点検を実施し、児童の安全を確保し適正な維持管理を行う。
- ④ 維持経費や購入方法等を見直し、効率的な運営により経費を削減する。

(7) 地域社会との連携

- ① 地域交流スペースを地域に開放し、地域の自治会等と連携を図る。
- ② 本町7丁目自治会が実施する行事や清掃活動等に参加し交流を図る。
- ③ 地域自治会と「地域防災相互協力協定」を締結し、災害時の支援活動や防災訓練を実施する。
- ④ 県内外の短期大学、大学、専門学校からの保育士養成のための実習生や地域ボランティアを積極的に受け入れる。
- ⑤ 地域の民生児童委員や児童支援機関等の研修や施設見学等を受け入れ、講演活動等により乳児院に対する認識や理解を深めてもらう。
- ⑥ 家庭裁判所からの委託として、少年の再非行防止のための制度である「補導委託」に協力をする。
- ⑦ 久喜市要保護児童対策協議会に参加し、要保護児童、要支援児童及び保護者または特定妊婦に対し適切な支援を図るため、関係機関との情報交換や支援の内容に関する協議を行う。

(8)年間行事計画

誕生日の個別外出や遠足、季節の行事等を通し情操を育み、子どもたちが楽しく成長に合わせた社会体験をできるようにする。

令和7年度 「行事計画」

月	日	行事名
4月	見頃	花見（各ホーム企画）
5月	3日	こどもの日の会
	3日	里親子との親睦会
	22日	遠足：乳児部
6月	6日 26日	遠足：幼児部
7月	7日	七夕
	12日 18日	提灯祭り見学
9月	20日	秋祭り
10月	23日	ハロウィン
11月	4日 21日	七五三
12月	25日	クリスマス会
1月	5日	初詣、しめ縄づくり見学
	24日	もちつき
2月	3日	節分
3月	3日	ひなまつり会

※ 毎月実施： 誕生日会・避難訓練